

各部長
各局長
教育長
警察本部長

} 様

経営管理部長

平成19年度予算の執行について

平成19年度の予算執行にあたっては、別紙予算執行要領に基づくほか、特に次の諸点について十分留意し、計画的・効率的な執行に努めるよう通知します。

記

1 平成19年度当初予算と今後の財政運営について

平成19年度当初予算は、財源の確保が困難な状況の中で、安全で安心な地域社会づくりや元気なとちぎづくりなどに重点を置いて編成したところであり、その趣旨を踏まえ、最大限の効果が得られるよう努めること。

また、地方交付税の減額基調が続く限り、財政状況が大きく好転することは期待できないことから、基金に依存しない収支の均衡した財政構造の確立が急務となっており、予算の執行に際しても、事務事業の必要性や成果を不断に検証し、平成20年度以降を展望して見直しに取り組むこと。

さらに、あらゆる機会をとらえて、県民、関係団体等に対して、地方財政の現状と本県の財政状況を説明し、理解を求めること。

2 とちぎ元気プランの推進について

「とちぎ元気プラン」に掲げた施策については、プランの基本理念である「新たな^{おおやけ}公”を拓く」という考え方にに基づき、県民、団体、企業、市町村等との協働に十分に意を用い、県の役割を重点化し、着実に推進すること。

3 行財政改革の推進について

栃木県行財政改革大綱に掲げた取組については、県民の理解を得るよう努めながら、早期に改革効果が発揮されるよう着実に推進すること。あわせて、県民の目線に立って、既存の施策の成果を厳しく検証し、ゼロベースの視点で見直しを行うこと。

また、県議会の財政健全化対策特別委員会の報告書で指摘された事項についても十分に留意すること。

4 効率的、効果的な予算の執行について

予算の執行にあたる全ての職員が現下の財政状況について共通認識を持ち、内部努力を徹底するとともに、県民ニーズを的確に把握し、費用対効果や優先順位を十分に見極め、前例にとらわれずに、事務事業の効率的、効果的な執行に努めること。

さらに、県税収入や地方交付税の確保が不透明な状況にあることから、あらゆる事態に対処できるよう、常に予算の執行状況を把握するなど適切な事業の進行管理を行うこと。

5 歳入の確保について

(1) 三位一体の改革に伴い、国税（所得税）から地方税（住民税）への税源移譲が実施されることから、その趣旨と内容について理解を深め、県民の正しい理解と納税意識の高揚に努めること。

(2) 予算に計上している使用料、手数料等の税外収入の確保に努めること。あわせて、広告料等の新たな自主財源の確保に積極的に取り組むこと。

また、県民負担の公平性を確保する観点から滞納債権について厳格に対処するとともに、未利用財産等の積極的な処分に努めること。

6 その他

(1) 厳しい行財政環境の下で、県民益の最大化を図るため、トップマネジメントと政策形成機能の強化、部局横断的な対応力の向上の観点から、本庁組織の改編が行われたところであり、その趣旨を十分に踏まえ、業務運営にあたること。

特に、各部局幹事課企画調整担当においては、予算編成から執行、決算までを総合的に所管調整する機能を十分に発揮すること。

(2) 地方分権改革推進法に基づき、国と地方の役割分担やそれに応じた税源配分のあり方等について、今後3年間で集中的に見直しが行われることとなっているので、関係省庁等からの情報収集に努めるとともに、地方の自主性と裁量権を拡大するという地方分権の理念に合致した改革が実現できるよう、あらゆる機会をとらえて働きかけること。

(3) 公共事業等の施行については、繰越事業等を含め、関係省庁と協議調整の上、年間を通じた計画的な執行に努めること。なお、発注にあたっては、手続きの透明性の確保、県内中小・零細企業の受注機会の確保と健全な育成及び県民の雇用機会の拡大に留意するとともに、県産品の積極的な活用が図られるよう配慮すること。

(4) 本庁組織の改編に伴い所管替となる事務事業については、庁内の引き継ぎはもとより、県民、市町村、関係機関等への周知に努め、円滑に執行できるよう万全を期すこと。また、新県庁舎への移転についても県民サービスに支障が出ないよう、準備を進めること。